

ひまわりクリニックきょうごく

ひまわり便り 第2号

今月号は「在宅医療」についてご紹介したいと思います。

皆さん、在宅医療と聞いてどのようなことをイメージしますか？「医師が自宅に来て診察を行ってくれる」と思い浮かぶ方も多いのではないのでしょうか。しかし、在宅医療とはそれだけではありません。ひまわりクリニックきょうごくは、在宅医療をすすめるために **在宅療養支援診療所** として取り組んでいます。

在宅療養支援診療所とは

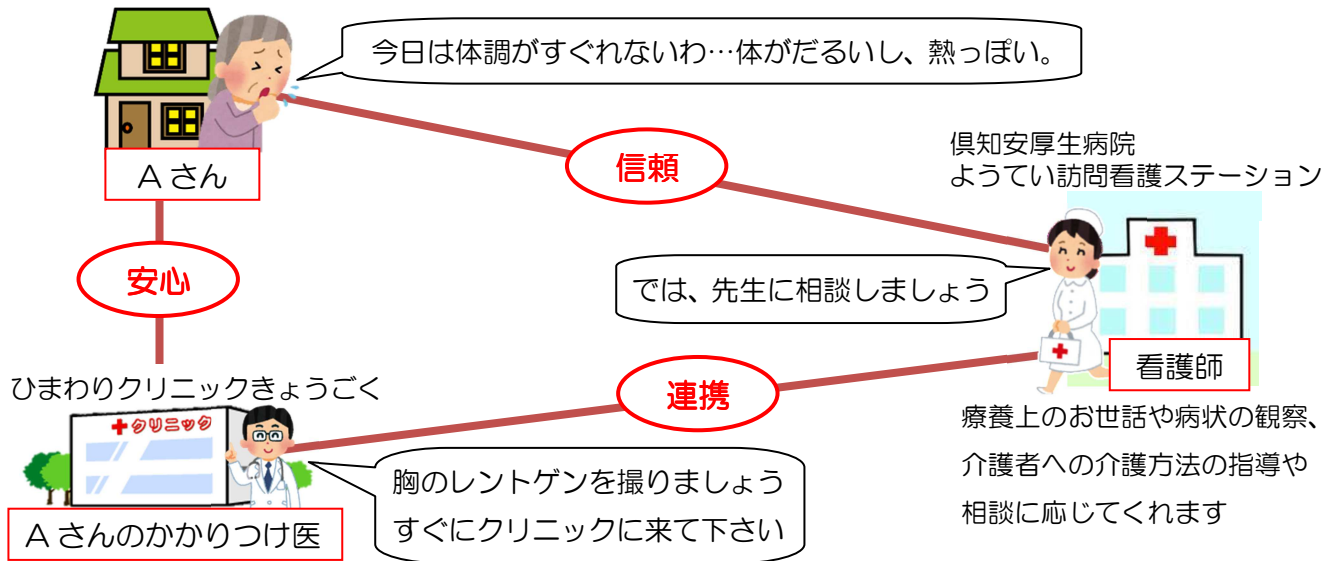


- 24時間往診や訪問診療を行っている。
- 24時間の訪問看護の提供が可能である。
- 緊急の入院の受け入れを行っている。
- 保健医療・福祉サービスとの連携を行っている。
- 看取りを実施している。など

◆では、実際にひまわりクリニックをどのように利用していただけるか例を見てみましょう

京極町でご主人と二人暮らしのAさん

肺炎を繰り返しているAさんは、2週間に1回の訪問看護を利用しながら自宅で療養しています。



**Aさんに関わるスタッフが、それぞれの役割を担いながら連携しています。
状況によりクリニックに入院して加療することや、かかりつけ医から専門医を紹介することもあります。**

<キーワード>

- 訪問看護：看護師が訪問し、主治医の指示や連携により看護を行うこと。
- 往診：通院が困難な方からの連絡がある時に、医師が訪問して診療を行うこと。
- 訪問診療：通院による療養が困難な方に対して、医師が定期的に訪問して診療を行うこと。

住み慣れた京極町で暮らし続けたいと考えるお一人おひとりをサポートするため、24時間いつでも対応できる体制づくりや信頼される医療の提供など、ひまわりクリニックきょうごくは在宅医療に取り組んでいます。

* 詳しい内容や料金等について知りたい方は、お気軽にお尋ね下さい。